

## 第Ⅲ章

# 施策の目標

本章では、この計画の基本方針、重点施策、施策体系を示した上で、各施策の概要（現状、課題、計画・目標）について述べています。

## 第3章 施策の目標

### 1 基本方針

次世代育成支援行動計画では、今の子どもたちが将来、親になるという視点もふまえ、妊娠・出産・子育ての各ライフステージで係わりをもつ、母子保健・教育・福祉などの多岐にわたる総合的な計画となるため、国の指針<sup>1</sup>に基づき次の7分野にわたる施策を展開していきます。

#### (1) 地域社会における子育て支援

少子化や核家族化の進行により、地域社会での子育ての能力が伝承されにくくなっています。このことにより、子育て中の親が子育てを負担に感じ、不安な気持ちを持ちながら育児をしていることが多くなっていると思われます。

そこで、地域社会の中で行われる各種の保育サービスを充実させ、子育て関連情報のネットワークづくりを行っていく必要があります。

また、地域社会が子育て中の親子に係わりやすい仕組みを構築し、子育て中の親子の仲間づくりや、子育て支援ボランティア組織の活性化を図っていきます。

#### (2) 子育て中の親子・思春期の子どもたちの健康の確保および増進

妊娠・出産から乳幼児期にいたるまでの母子の健康の確保および増進や、育児不安の軽減を図る保健指導や健診事業、発育や発達に心配のある子どもの相談指導事業を展開していきます。また、将来の親を育てる思春期教室、食を通じた子どもの健全育成も行っていきます。

#### (3) 心身の健やかな成長を願う教育環境の整備

子どもが豊かな心を育てることができるような、教育環境の整備を行っていきます。体験学習や、個性を尊重する教育の機会の提供を推進します。

また、次世代の親になるための準備教育も行うとともに、さらに外国人市民の教育についても、教育の機会を拡充していきます。

1 地方公共団体及び事業所が、次世代育成支援行動計画を策定する際に取り組むべき基本的な方向性を示した文書。

#### (4) 子育て支援をする生活環境の整備

子育てを行うにふさわしい公共住宅の提供や、子どもたちの遊び場である公園の整備を促進します。

また、安心して子どもたちが通行できる道路環境の整備に努めていきます。

さらに、子育て中の親子や、障害のある人も安心して使える公共施設などユニバーサルデザインに配慮した施設などの整備を促進します。

#### (5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

子育て中の親にとって、仕事と家庭生活の両立にあたって様々な課題が指摘されています。このため、仕事を持つ親に対して、仕事と育児の両立を念頭に入れ、就業時間の弾力的運営や休暇の取得といった働き方の見直しを進めることも必要です。

また、職場の長時間労働などの慣行を解消するための広報活動を事業主や地域住民に対して行うなど、社会全体の子育て世帯に対する理解を深めるための活動が必要であると考えます。

#### (6) 子ども等の安全の確保

子どもを対象とした犯罪事件が増えているため、関係機関や地域の団体と連携を取り、犯罪防止活動を推進します。

また、警察・幼稚園・保育所・学校等との連携のなかで、子どもたちが交通事故について学ぶ機会を提供し、交通事故防止に努めます。

#### (7) 保護を必要とする児童へのきめ細かな対応

児童虐待問題への対応を中心に、予防活動・早期発見活動に努め、適切な処遇を行うことができるように、関係機関が連携していく必要があります。

また、母子家庭等の自立支援施策や、障害のある児童に対する施策についても着実な推進を図っていきます。

## 2 浜松市が重点的に取り組む施策について

浜松市において、次世代育成支援行動計画の中で重点的に取り組むべき施策を次のように定めました。

### (1) 子育てをともに楽しむプログラムの推進

87ページ

#### ■ 次代の親を育てる教育プログラムの実施

小学生・中学生などを対象に「乳幼児とのふれ合い体験学習」を進めることで、次の世代に親になるための準備教育をしていきます。さらに、性に関する健全な意識や正しい知識を普及をするとともに、学校教育との連携で「いのち」の大切さについても学ぶ機会を提供していきます。

#### ■ 親の養育能力を高めるプログラムの実施

子育てに不安や負担を感じている親が多くなってきていることが調査等により明らかになっているため、子育てについての「基礎的な知識の習得」、「育児不安の解消」、「児童虐待の予防」などを目的とした「子育てをともに楽しむプログラム」を実施していきます。

#### ■ 子育てをともに楽しむネットワークの構築

子育て中の親子や地域の子育て支援関係者、行政がともに子育てについて話し合い、お互いの情報を共有し、地域社会での子育て支援の意識の醸成を図り、親も、関係者もエンパワメント（力をつける）できるような取組みを行っていきます。

### (2) ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備

138,142ページ

高齢者や障害のある方だけでなく、子育て支援の視点からもユニバーサルデザインに基づき、子育て中の親子にも配慮した公共施設等の整備や意識啓発を行っていきます。

### (3) 外国人市民に配慮した子育て支援施策の展開

40,68ページ

浜松市には、多くの外国人市民が住んでいることから、行政サービスを始め、外国人市民が浜松市で子育てをするために必要な支援について施策展開を図っていきます。

### (4) 子育て家庭支援センターの運営

31ページ

子育てを支援していく地域社会を構築していくために、子育て支援に関する事業を推進していく施設として「子育て家庭支援センター」を運営していきます。また、このセンターを中核として、「子育てをともに楽しむネットワーク」の構築を図っていきます。

### (5) 地域の特性を生かした事業の展開

合併により、現在行っている地域の特色ある事業を引き続き子育て支援施策として展開していきます。

3 施策の体系  
基本方針

いきいきとした笑顔が  
輝く子どもたちの育ち  
をめざして  
「子育てがしやすく  
楽しいと感じられる  
まち浜松」

